

入管闘争

犯罪的な入管行政

抑圧者としての自己の解体

「これは、一つの抽象であつて、つまり、あなたが何時どんなところで、どんな朝鮮人とむかいあおうとも、あなたはあなたによつて代表される『日本人』といふように自分を実感したことがありますか?」(小林勝「歸の割れたもの」より)

昨年十二月、在日中國青年労働者は、彼の在留期間一年から六ヶ月という期間短縮(六ヶ月ごとに入管事務所に出頭し、つぎの六ヶ月間の在留の許可を受けねばならない)いうもの)にあって①在留期間をもどり一年に戻してほしい、②一年から六ヶ月に期間短縮の理由を明らかにしてほしい、③私が家族への尾行、追跡調査、圧力をやめてほしい、④在日中国人・朝鮮人の基本的人権を踏みにじらないでほしい。この四項目の要求を掲げた眞訴状を法務大臣に提出した。

それに對し、法務省は彼の眞訴状には答えず、未承・黒田なる係官が「在留期間六ヶ月でもありかたいと思え」「將經國(将介石の長男)の来日に対し、入管法に反対している」「外国人は日本に居る権利はない。」「外国人の分際をわきまえ。」などと劉道昌君に発言していく。劉道昌君は同月二十一日、六ヶ月の在留期間が切れ、三月中には期間更新の申請をせねばならない。

昨年、台湾からの留学生、劉彩華以来の、いわゆる三・一反対運動以来の、日本産業復興以来の、朝鮮船禁止以来の、『皇國民の誓詞』以来の、創氏改名以来の、強制運行以来の、強制労働による、それから朝鮮戦争と特需景況による日本産業復興以来の、その他ある以来の、その総合的統一體としての日本人なのです。これと關係のない別の日本人

約を朝鮮と結び、一九一〇年、日中華民国政府発行の旅券の期限切れたまま、旅券を取る意慾のないことを表明し、期間更新の申請をされた。これに対し入管は「何故旅券を取る意慾がないのか明らかにせよ」と思想表明を強要した。そ

して、劉彩品さんは、自らの思想を信条の立場を表明した。そして九日、ようやくにして入管局は劉彩品さんにて、彼女を政治犯にしたてておいて、「人道上から在留を許可した」と吐きながら在留を許した。今年一月に入り、昨年四月の在留期間更新申請と共に申請

の永住権には不許可に決定したので通知するのみ答えた。

昨年十二月、佐賀県沖で十五人の朝鮮人六千人、中国人五百人以上をも雇用したのである。そして

日中十五年戦争へ第二次大戦へ参戦したが、朝鮮人は内戦一体「五族同和」「一視同仁」「大東亜共栄

」と新興宗教のように唱えながら、侵略と屠殺の歴史にのめりこんでいた。

今、米「韓」は共同して「フォトカスレチナ作戦」に細く自由への跳躍に名づけた大事演習を沖縄・横田基地をも含めて行い、「韓」においては、朴の压制と飢餓・貧困の抗議が三〇名に及ぶ焼身自殺というギリギリの行動によって行われている。そして日本においては在日中国人・朝鮮人を徹底的な無権利においての正當化しようとする出入管規法を国会に上程されようとしている。われわれ編集部は不正當化しようとする出入管規法が国会に上程されようとしている。われわれ編集部は新聞学会理事会・評議員会の不当弾圧に嚴重抗議するとともに、全学的な支援・共闘を強く要請したい。(それがわれわれの第一歩だ)

われわれはわれわれ自身の生き

明大入管部 古谷
連絡先 和泉校舎地理学実習室

編集員募集

現在、評議員会・理事会の強権的介入により、われわれ明治大学新聞編集部は不当解雇処分を受け編集活動の縮小を余儀なくされている。われわれ編集部を新聞学会理事会・評議員会の不当弾圧に嚴重抗議するとともに、全学的な支援・共闘を強く要請したい。

われわれ編集部は不当処分の全面白紙撤回を要求し闘っていきつつ、今後も編集・発行活動を準備していく決意である。なお、われわれの今後の編集・発行活動に対する保証はないが、活動を停止することは断じてできない。一切の権力・資本に従属しない自立した「明治大学新聞」創出に向けて闘いを開始した。

自立した「明大新聞」編集活動に主体的かつ積極的に参加することを全ての諸君に對し強く要請します。

連絡先 和泉文局(一號館二階)
明治大学新聞学会編集部

新入生、即大学生語焉、父兄、教職員諸君へ入管体制粉碎闘争への決起をよびかける。

「朝鮮人にとって日本人とは、一六世紀末豈秀吉による文禄・慶長の役以来の、征韓論以来の、江華島事件以来の、日清戦争以来の、日韓併合案以来の、土地収奪以来の、いわゆる三・一反対運動以来の、憲兵・警察監獄網以来の、朝鮮船禁止以来の、『皇國民の誓詞』以来の、創氏改名以来の、強制運行以来の、強制労働による、それから朝鮮戦争と特需景況による、日本産業復興以来の、その他のものではありません。これと關係のない別の日本人

抜き、中國籍三年の在留許可を獲

得した。劉彩品さんは昨年四月、「韓」併合へと墮た日本、日本の中には、一九一八年、八年、九年、十年と、在留期間更新の申請を切りたまま、旅券を取る意慾のないことを表明し、期間更新の申請をした。これに対し入管は「何故旅券を取る意慾がないのか明らかにせよ」と思想表明を強要した。そ

して、劉彩品さんは、自らの思想を

信条の立場を表明した。そして九

日、ようやくにして入管局は劉

彩品さんにて、彼女を政治犯にしたてておいて、「人道上から在留を許可した」と吐きながら在留を許した。今年一月に入り、昨年四月の在留期間更新申請と共に申請

の永住権には不許可に決定した

ので通知するのみ答えた。

昨年十二月、佐賀県沖で十五人

の朝鮮人が「密國」者として逮

捕された。そのなかの一人孫振斗

さんは、「自分は広島における被

害者であり、治療を受けるために

日本にやってきた」と訴えてい

る。今年になり、彼は裁判において

出入管規令違反で一〇ヶ月

の刑判決が言い渡された。

日本にやってきた」と訴えてい